

定 款

株式会社日神グループホールディングス

昭 和	50年	3月	5日	設 立
平 成	6年	12月	24日	変 更
平 成	9年	12月	22日	変 更
平 成	11年	12月	25日	変 更
平 成	12年	12月	26日	変 更
平 成	13年	12月	26日	変 更
平 成	14年	12月	25日	変 更
平 成	15年	12月	25日	変 更
平 成	16年	12月	22日	変 更
平 成	17年	6月	28日	変 更
平 成	18年	6月	27日	変 更
平 成	19年	6月	26日	変 更
平 成	21年	6月	25日	変 更
平 成	22年	6月	25日	変 更
平 成	23年	6月	28日	変 更
平 成	28年	6月	28日	変 更
令 和	2年	1月	1日	変 更
令 和	4年	6月	24日	変 更
令 和	5年	3月	1日	変 更
令 和	8年	6月	26日	変 更

《 定 款 》

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社日神グループホールディングスと称し、英文ではN I S S H I N
G R O U P H O L D I N G S C o m p a n y , L i m i t e dと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、ならびに当該各号に掲げる事業を
営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有するこ
とにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理
2. 建設工事全般に関する企画、測量、設計、監理および施工
3. 土地建物の維持管理業務
4. 住宅設備機器等の販売
5. 投資運用業および投資助言・代理業
6. 不動産・不動産に関する権利または有価証券を担保とする住宅資金貸付なら
びにその他の金銭貸付
7. ゴルフ場の経営および会員権の販売
8. 損害保険代理店業
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に
よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して
行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7,400万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を
行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当社の発行する株式に関する手続およびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせる。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集地)

第13条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(招集者および議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役が招集しその議長となる。

- ② 代表取締役が複数選任されているときは、あらかじめ取締役会において定められた順序に従う。
- ③ 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 当社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、取締役専務、取締役常務を選任することができる。

(招集者および議長)

第22条 当会社の取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役が招集しその議長となる。

② 代表取締役が複数選任されているときは、あらかじめ取締役会において定められた順序に従う。

③ 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第23条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役)

第27条 当社は相談役を置くことができる。相談役は取締役会の決議によって選任する。

(非業務執行取締役等との間の責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

- ② 未払いの配当金には、利息をつけないものとする。